

競 技 水 面 利 用 規 則

本規則は、国営木曽三川公園長良川サービスセンターにおいて、特殊な形態を有する利用(以下「競技水面利用」という)に際して、次のとおり規則を定めるものとする。また、利用者に対して本規則の遵守を義務付けるものとする。

1. 利用目的

高度な水上スポーツ競技の練習及び競技を活動の主体とするが、水上スポーツ競技の普及を目的としたプログラムを水上スポーツ競技利用者に対し提供するほか、長良川国際ボートコースを含めた水面の利用促進を図る。

2. 利用資格

競技水面利用を希望する者は、木曽三川公園管理センター(以下「管理センター」という)と本規則の遵守についての誓約を交わした上で、利用登録者とする。

利用登録者は、社団法人日本ローイング協会または社団法人日本カヌー連盟に加盟し、自主的な安全管理を行う能力を有する団体とし、公園利用時間外の入園等を認めるものとする。

また、利用登録者は、競技水面利用のみならず一般公園利用に際して、管理センターの指示に従うものとする。

3. 利用者責任

利用登録者は、競技水面利用にあたって、都市公園法及び河川法等関係法令を遵守し、自主的に安全管理を行う責任を有するものとする。

- 1) 利用において遭遇した利用登録者の負傷又は死亡等の事故については、利用登録者の責任とする。
- 2) 公園利用水域を利用する者に義務づけているライフジャケットの着用は、利用登録者の判断に委ねるものとする。
- 3) 利用登録者の過失による公園施設及び備品の損傷、紛失等の発生に対し、利用登録者の責任において速やかに修理又は補填し、原状復旧するものとする。
- 4) 利用登録者は、自ら、監視員(救助員)を置く等の救助体制を整え、利用時間内の安全確保に努め公園利用水域を利用するものとする。
- 5) プログラムの提供時の安全管理は上記の限りではない。

4. 活動内容

- 1) 利用登録者は、自らの持つ高度な技術を活用し、より高度な水面活用プログラム(〇〇教室、〇〇大会等)を水面スポーツ競技利用者へ提供し、競技レベルの向上ほか安全指導を図る。また、管理センターや水面活用パートナーの提供するプログラムの運営に参画する。
- 2) ボートコース全体の安全性の向上を図り、ボート競技地としてのレベルアップを行う。
- 3) 利用登録者は、公園利用者を対象としない独自の活動を行うことができる。

5. 本規則遵守の誓約

利用登録を希望する者は、別添、「競技水面利用誓約書」(様式1)の明記事項を承諾の上、管理センターに誓約書を提出するものとする。

6. 利用登録

利用登録者は、下記の書類を管理センターの定める様式により作成し、公園管理者に提出するものとする。また、管理センターは内容を確認し、内容に不備がある場合は修正を求めることができる。

- 1) 利用計画書 — 利用の目的や概要、構成員、使用艇、年間予定、安全利用のための監視・救助体制及び緊急連絡体制等を記載するものとする。
- 2) 登録員名簿 — 利用登録者の氏名及び連絡先等を記載するものとする。追加等変更の場合は、速やかに管理センターに提出するものとする。
- 3) B 棟艇庫施設使用申込書(様式2) — B 棟艇庫施設を利用する場合に提出する。また、艇の保管等の利用に際しては管理センターの受付書により定められた使用料を期限までに納付するものとする。

7. 利用区域

競技水面利用における区域は、下記に指定する場所とする。

- 1) 公園利用水域(漕艇練習ゾーン・カヌーゾーン)及びこれに附随する設備
- 2) 長良川サービスセンターの建物及びこれに附随する設備
- 3) 長良川高水敷(芝生広場、園路等)

8. 利用日

競技水面利用における利用は、次に掲げる日を除くものとする。

- 1) 公園閉園日／毎月第2月曜日※8月は第4月曜日、1月、2月、6月は毎週月曜日(休日の場合は、直後の平日)
- 2) 公園閉園日／12月31日と1月1日
- 3) 競技会及び行催事開催により管理センターが利用を中止又は制限する日
- 4) 気象及び河川状況等により管理センターが利用を中止又は制限する日

9. 利用時間

競技水面利用における水面利用時間は午前5時から午後8時までとする。また、駐車場及びB棟建物については前後1時間の使用を認める。

10. 利用手続き

利用登録者は、希望する利用日、利用時間及び、人数等を管理センターに届け出るものとする。

- 1) 月間利用予定表 — 利用月の前月1日までに提出する。
- 2) 利用届(様式3) — 利用時に毎回提出する。

11. 利用登録の抹消

公園管理者は、下記の事項に該当する事実が発生した場合は利用登録を抹消するものとする。

- 1) 本規則に反する行為があったとき。
- 2) 他の公園利用者の利用に、著しい支障を及ぼす行為があったとき。
- 3) 利用登録者の安全管理上の不備により、重大な事故が発生したとき。

12. 利用登録の期間

利用登録の有効期間は、登録をした日から次の3月31日までとする。継続して登録を希望する者は、本規則6項に定める書類の再度提出をするものとする。また、継続する場合の利用登録の有効期間は、年度期間とする。なお、提出書類は有効期間終了の1ヶ月前までに提出するものとする。

13. 利用協議会

登録利用者は、長良川SC競技水面利用協議会(以下「競技水面利用協議会」という。)を設置し、代表者を定め円滑な利用に努めるものとする。また、競技水面利用協議会の代表者は、木曽三川下流部水面利用協議会(国土交通省木曽川下流河川事務所主催)に参加し、水面利用の情報収集並びに情報提供による安全利用の啓発に取り組むものとする。

14. 禁止事項

登録利用者は、下記の行為を禁止するものとする。

1) 共通禁止事項

- ・ 指定施設以外の利用(備品貸出等は別途申請が必要)
- ・ 決められた利用日及び利用時間以外の利用
- ・ 保護者・責任者同伴のない20才未満の者の利用
- ・ 利用の際の注意事項は別紙細則のとおりとする。

2) 水面利用に関する禁止事項

- ・ 利用計画書に明記のない艇の使用
- ・ 出水等災害体勢、河川状況、気象状況により規制する日及び利用時間
(水面開放時間の30分前に利用可否の判断)
- ・ 利用禁止となる河川及び気象の状況は別紙細則のとおりとする。
- ・ 健康状態の不調が見られる者、及び酒気を帯びた者の利用

競 技 水 面 利 用 規 則 細 則

競技水面利用規則に定められている注意、禁止事項は以下のとおりとする。

1. 利用の注意事項

- ・登録員以外の利用、又は利用届の提出のない者の利用を禁止する。
- ・利用時には、事故防止に努め、安全について常に注意を払うものとする。
- ・登録利用者は河川及び気象状況を常に観察し、臨機の処置を講じるものとする。

2. 利用禁止となる河川・気象状況

- ・気象警報が発令されているとき
- ・長良川河口堰が注意体勢であるとき
- ・熱中症の危険性が高いとき
- ・水温が5℃以下のとき
- ・水面の浮遊物が多くみられ、転覆及び艇の損傷が予想される時
- ・10分間の平均風速が10m/s を超えるとき
- ・1時間の平均雨量が30mmを超えると時
- ・油島観測所における指定水位が 3.3mを超えると時

3. 施設利用における遵守事項

- ・早朝練習時の艇庫の開錠・施錠は登録利用者の責任において実施する。
- ・B棟において下記の施設が利用できるものとする。
 - 2階 艇庫B
 - 3階 トレーニングルームB
- ・練習の目的以外で施設を利用しないこと。
- ・設備の形状を変更しないこと。
- ・施設、設備及び器具等を破損しないこと。万が一、施設等を破損した場合は、管理センターに速やかに申し出ること。
- ・飲食（水分の補給を除く）、喫煙は厳禁とする。
- ・申請した利用時間を遵守すること。
- ・許可なくはり紙、はり札その他の広告物を掲示しないこと。
- ・施設の整理整頓清掃を心掛けること。
- ・許可なく利用施設に長期にわたって物品を置かないこと。
- ・艇庫の利用時は、安全に留意すること。
- ・艇庫のクレーン操作は有資格者が行いヘルメットを着用のこと。
- ・指定場所(西側駐車場を使用)以外での車両の駐車、及び高水敷へ乗り入れないこと。
- ・指定した場所において入退園を行うこと。
- ・指定時間内に艇等備品の搬出入を行うこと
- ・他の利用登録者の艇等が無断で使用しないこと

4. 公園内における禁止事項

- ・公園、建物、付帯設備もしくは器具等を損傷し、または汚損すること。
- ・植物の採取、動物の捕獲・殺傷、土石の移動・堆積すること。
- ・危険物の持ち込み、火器類を使用すること。
- ・立ち入り禁止区域内へ立ち入ること。
- ・指定した場所以外へ車両を乗り入れること。

- ・政治・宗教活動、物品の宣伝や販売等営利を目的とする行為を行うこと。
- ・虚偽の利用申請書の提出及び利用許可を他人に譲渡・転貸すること。
- ・他の利用者の迷惑となる行為または安全かつ快適な利用に支障のある行為を行うこと。
- ・秩序を乱し、公平性・公益性を欠くと認められる行為を行うこと。
- ・都市公園法等における禁止行為または許可を必要とする行為を未許可で行うこと。
- ・その他公園管理者が禁止する行為を行うこと。

国営木曽三川公園長良川サービスセンター

競技水面利用誓約書

団 体 名	
団体所在地 連 絡 先	〒 電話番号(— —) FAX 番号(— —)
代表者氏名	
代表者住所 連 絡 先	〒 電話番号(— —) FAX 番号(— —) 携帯電話番号(— —)
登録員氏名及び住所・連絡先	[別紙] 登録員名簿添付

< 誓 約 条 項 >

1. 競技水面利用にあたっては、管理センターの定める国営木曽三川公園 長良川サービスセンター競技水面利用規則を遵守いたします。

2. 公園利用にあたっては、管理センターの指示に従います。

私、並びに登録員は上記条項を遵守することを誓約いたします。

令和 年 月 日

木曽三川公園管理センター長 殿

代 表 者

印

国営木曽三川公園長良川サービスセンター B棟艇庫施設使用申込書

団 体 名	
団体所在地 連 絡 先	〒 電話(— —) FAX(— —)
代表者氏名	
代表者住所 連 絡 先	〒 電話(— —) FAX(— —) 携帯電話(— —)

< 艇庫保管備品 >

[illegible]

新規 更新 変更
令和 年 月 日

木曾三川公園管理センター長 殿

代 表 者 _____ 印 _____

(記入要領)

1. 申込者が法人である場合においては、その法人の名称及び代表者氏名を記載すること。
2. 変更の申込の場合は、すでに受けた受付の年月日を記入すること。

(受付条件)

1. 申込書に記載されている内容及び条件に違反した場合は、受付を取り消し、現状を回復するものとする。
2. 使用が起因して管理センターに損害を与え、または第三者と紛争を生じた場合は、損害を賠償し紛争を解決するものとする。
3. 使用の内容を変更しようとする場合は、軽易なもの除き、改めて変更の使用の申込を行うものとする。
4. その他、公園管理上必要な事項については、管理センターの指示に従うものとする。

国営木曽三川公園長良川サービスセンター

令和 年 月 日

利 用 届

団体名		
代表者		
利用日時	令和 年 月 日	午前 午後
	氏 名	携帯電話番号
安全監視責任者		
安全監視員		
利用人数	名	(登録者名簿に利用者を明示して添付すること)
使用艇数	艇	
使用艇	艇 種	艇数

(注意事項)

1. 利用計画書の監視・救助体制及び緊急連絡体制に基づいた人員配置を行うものとする。
2. 安全監視責任者は、救助艇の操縦、救急救命活動を行える者とする。
3. 安全監視責任者及び安全監視員の携帯電話番号を記入するものとする。
4. 競技水面利用の際は安全監視のための双眼鏡及び緊急連絡用の携帯電話を携帯するものとする。